

危険物施設に設置する消火設備に関する告示の改正

ハロン代替消火薬剤のうち不活性ガスを用いるガス系の消火設備は二酸化炭素消火設備と統合され、新たに「不活性ガス消火設備」に位置付けられました。不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び泡消火設備の薬剤の量や設置方法等に関する技術上の基準が制定されました。

① 不活性ガス消火設備に関する事項

以前から使用が可能な二酸化炭素に加え「窒素」、「IG-55」(通称アルゴナイト)及び「IG-541」(通称イナージェン)を使用することが可能になりました。また新たに「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」が制定されました。

- 1 「窒素」、「IG-55」(通称アルゴナイト)、「IG-541」(通称イナージェン)を使用できる危険物及び防護区画の体積はガソリン、灯油、軽油、若しくは重油を貯蔵又は取り扱う製造所等であり、防護区画の体積が1,000 m^3 未満の施設に限られます。
- 2 告示の規定は施行日以降に新たに危険物施設に設けられるものに適用されます。施行日 平成24年4月1日

② ハロゲン化物消火設備に関する事項

以前から消火薬剤として使用が可能な「ハロン2402」「ハロン1211」「ハロン1301」に加え、「HFC23」及び「HFC227ea」を使用することが可能になりました。施行日 平成24年3月1日

また新たに「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」が制定されました。以下は概略です。

- 1 「HFC23」及び「HFC227ea」を使用することができる危険物及び防護区画の体積はガソリン、灯油、軽油、若しくは重油を貯蔵又は取り扱う製造所等であり、防護区画の体積が1,000 m^3 未満の施設に限られます。
- 2 告示の規定は施行日以降に新たに危険物施設に設けられるものに適用されます。
- 3 消防法施行規則で規定する「FK-5-1-12」は危険物施設における消火設備から除外されています。施行日 平成24年4月1日

③ 泡消火設備に関する事項

新たに「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」が制定されました。以下は概略です。

- 1 屋外貯蔵タンクに係わる消火薬剤の基準においてエタノール含有ガソリン(エタノール10%以下のものに限る)を「水に溶けないもの以外のもの」として規定されました。
- 2 告示の規定は施行日以降に新たに危険物施設に設けられるものに適用されます。施行日 平成24年4月1日



西日本防災システム

NISHINIHO BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>